

F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業（旧名称：長野県佐久市そら
発電所（仮称）事業）に係る環境影響評価方法書（再実施）に対する
佐久市長意見

意見内容

1 P3 第1章 事業計画の概要

事業計画地は、首都圏からの上信越自動車道利用者に対する佐久市、延いては長野県の玄関口である。P321において、「高速道路から太陽光パネルが見えにくいよう残地森林を確保する」とあるが、供用後において太陽光パネルが視認される場合や、立木の枯損や冬季の落葉などにより太陽光パネルが視認される場合の対応について示すこと。

2 P12 第1章5.5(2) 造成計画

事業計画地外からの土の搬入がある場合には、これによる外来種の混入を最小限に抑えること。

また、事業計画地内に特定外来種の発生が確認された場合には、駆除を行うこと。

3 P16 第1章5.5(3) 雨水排水計画

調整池については十分に機能するよう再度適切な維持管理を確認すること。

また、令和元年東日本台風規模の台風を想定し十分な容量であるか、放流量を調整して香坂川に放流する際も問題はないか再度確認すること。

4 P16 第1章5.5(3) 雨水排水計画

放流量を調整し香坂川に放流する計画となっているが、計画地の下流側には香坂ダム（農地防災ダム）があることから、放流された雨水は香坂ダムにも影響を与えられと考えられる。令和元年東日本台風の際、香坂ダムは放流を行っていることから、本事業により香坂川・香坂ダムで処理する雨量が増えると、河川やダムの越水等が懸念される。この「雨水排水計画」では、その点が考慮されたものとなっているのか。

また、令和元年東日本台風の際に市内で観測した雨量を基にシミュレーションを作成し、下流域に及ぼす影響及び対策を示すこと。

また、P116では令和元年東日本台風における1日の降水量は304mmとあるが、市内では1時間当たりの最大雨量57mm、24時間当たりの最大雨量546mmを観測している箇所も存在するため、これを考慮した雨水排水計画とすること。

5 P17 第1章5.5 図1.5-6 雨水排水計画図

事業計画地の範囲に沿って東西に沢が存在するが、これらの沢と事業計画地内の分水嶺との間について、パネル用地外であって造成の範囲となっている箇所はあるか。ある場合は当該箇所の排水計画を示すこと。

6 P23-24 第1章5.5 (6)② 発電事業の運営計画

災害発生時及び災害発生の恐れがある際には、直ちに事業計画地を確認できるよう体制を整え、復旧の必要が生じた場合には、迅速に対応すること。

調整池の巡視・点検について、「豪雨・地震の直後に行う」とあるが、調整池だけでなく、事業計画地全体について巡視・点検を行うこと。また、具体的にどのような場合に巡視・点検を行うのか、防災計画等を作成し、明示すること。

7 P30 第1章5.5 (7)②カ 送電線（地下埋設）工事

市内の道路を工事車両が走行した際に当該道路に汚破損が生じた場合は、速やかに道路管理者へ連絡し、復旧を行うこと。

また、工事車両による騒音や振動などを発生させないように十分注意すること。

8 P32 第1章5.5 (8) 発電所廃止後の撤去及び処分

発電事業を終了する場合は、佐久市道内に設置した送電線についても撤去し、現状復旧すること。

9 P82 第2章2.7 (7) 自然保護等

平成2年9月6日現在の登記地目が山林または原野である場合に佐久市自然環境保全条例の自然保全地区に該当する場合がある。当該地区において、「建築物その他工作物の新築、改築または増築」、「宅地の造成」、「土地の開墾その他土地の形質変更」、「木竹の伐採」、「土石類の採取」、「これらの行為に準ずる行為」などで条例及び規則等に該当する行為を行う場合、許可申請及び協定の締結等が必要となるため、適切に対応すること。

10 P82 第2章2.7 (7) 自然保護等

事業計画地の西側の一部分については、土石流発生の恐れがある土石流危険溪流に該当している。平成30年度より施行した佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインにおいては、設置を避けるべきエリアとしているため、該当範囲については設置を避けるよう配慮すること。

1 1 P185 第3章3. 7 触れ合い活動の場の状況

軽井沢町や御代田町など、近隣の市町村に触れ合い活動の場となる箇所が存在するか確認を行うこと。

また、該当する箇所が存在する場合は、調査対象となるか検討を行うこと。

1 2 P200 第3章1 表3. 1-1 環境影響評価の項目の選定結果

事業計画地内には土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流が存在するため、注目すべき地形・地質として環境要素に加えるべきではないか。

1 3 P205 第3章2. 6 表3. 2-6 (2) 環境影響評価の項目の選定理由（水質：存在供用による影響）

「水質に影響を与える要因はないと考えられる」とあるが、災害により太陽光パネルが破損した場合、水質に影響を及ぼすことが想定されるため、環境要素に加えるべきではないか。

1 4 P207 第3章2. 7 表3. 2-7 (2) 環境影響評価の項目の選定理由（水象：存在供用による影響）

事業実施による地下水や河川への影響は大きいと考えるため、治水について重点化項目として環境要素に加えるべきではないか。

1 5 P208 第3章2. 8 表3. 2-8 (2) 環境影響評価の項目の選定理由（土壌汚染：存在供用による影響）

災害により太陽光パネルが破損した場合の土壌への影響について、環境要素に加えるべきではないか。

1 6 P210 第3章2. 10 地形・地質

樹木の伐採や土地造成などにより、大雨や地震などの災害によって土砂崩れ等を引き起こす恐れがあると考えるため、標準項目ではなく重点化項目とすべきではないか。

1 7 P215 第3章2. 14 表3. 2-14 (2) 環境影響評価の項目の選定理由（景観：存在供用による影響）

樹木伐採後の状態及び工作物の存在について、事業計画地は首都圏からの上信越自動車道利用者に対する佐久市、延いては長野県の玄関口であるため、標準項目ではなく重点化項目とすべきではないか。

18 P289 第4章2.3 表4.2-3(5) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解 17

本事業の実施による香坂川の影響等の調査を行うこと、その時期は定期的な調査のみならず台風などの豪雨時も調査を行う計画とする、としている。

佐久市に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風の際は調査を行ったのか。
調査していた場合、どのような結果となったのか。

19 P321 第4章5.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全に係る検討の経緯

P87において、造成地と土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域との位置関係が示され、P321では「地形・地質(土地の安定性)の影響に配慮し、これらの区域は造成範囲から外す方針とした」と記されている。しかし、パネル用地と土砂災害警戒区域の最も近い所では、約10m程度しか離れていない。これでは、文字通り「土砂災害警戒区域等の回避」を行っただけであり、防災上の懸念が解消されたことにはならないと考える。計画地が高速道路の上方に位置していることも加味し、どのような対策を取るのか示すこと。

○その他

20 平成30年9月より、佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱、佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインが施行されている。地域との合意形成や地元行政区との協定の締結、事前協議書の提出等、当該要綱・ガイドラインを遵守すること。

21 令和元年東日本台風では、佐久市で観測史上最大の降水があった。甚大な被害をもたらした災害後の事業計画であることから、長野県の基準に加え、実災害に基づいた基準で検討し、シミュレーションの実施が必要である。

さらに、今年度中に香坂川の想定最大規模降雨(1000年確率)を想定した洪水ハザードマップが作成される予定であるので、当該ハザードマップ作成に対して及ぼす影響を考慮するとともに、調整池から放流する水量と香坂川・香坂ダムに及ぼす影響及び対策をシミュレーションし、示すこと。